

質 問 回 答 書

質問者記載事項

1. 質 問 日：令和7年6月17日

2. 番号：学教借第4号

3. 件名：小中学校校務用パソコン他周辺機器一式賃貸借

4. 質問事項

- ・「賃貸借物件について」
ノートパソコンは屋外持ち出しの予定はありますか。
- ・「動産総合保険について」
リース物件に付保する動産総合保険は、屋内設置の物件に限る形でよろしいですか。
- ・「動産総合保険について」
動産総合保険料は賃貸借期間が経過する毎に保険金の支払が
逡減する保険でよろしいでしょうか。
- ・「固定資産税の納付について」
賃貸借期間満了後に無償譲渡との記載がありますが、固定資産税については
リース会社の負担はないとのことでしょうか。
- ・「ソフトウェアの無償譲渡について」
契約満了後の使用权は市と納入業者との間で協議する旨の三者での
覚書の締結は可能ですか。
〈覚書概要〉
「賃貸借満了後、受注者は使用許諾権関係から離脱し、以後納品会社から
阿賀野市様へ無償にて直接許諾される」旨の覚書。
〈理由〉
ソフトウェアについては、リース会社では納品会社様から
非独占的使用権を取得し新潟県様に使用券を再設定しているだけであり、
リース会社処分権（売却権）を有しておりません。
弊社から直接阿賀野市様に無償譲渡することはできず、
譲渡するには納品会社様の許諾が必要となります。
- ・「賃貸借契約書について」
本件の賃貸借契約書案をお示しいただきたい。

契約書案をお示しいただける場合、
契約書内容について再質疑に応じていただけますでしょうか。
上記に質問に関連して、契約書案をお示しいただけない場合、
契約書は受注者仕様のものでよいという認識でよろしいでしょうか。
(なお、弊社仕様の契約書は一般的なファイナンスリース取引を
前提とした内容となっております。)

回答者記載事項

5. 回答事項

- ・「賃貸借物件について」

ノートパソコンは屋外持ち出しの予定はありますか。

【回答】持ち出しはしません。

- ・「動産総合保険について」

リース物件に付保する動産総合保険は、屋内設置の物件に限る形でよろしいですか。

【回答】お見込みのとおりです。

- ・「動産総合保険について」

動産総合保険料は賃貸借期間が経過する毎に保険金の支払が
通減する保険でよろしいでしょうか。

【回答】お見込みのとおりです。

- ・「固定資産税の納付について」

賃貸借期間満了後に無償譲渡との記載がありますが、固定資産税については
リース会社の負担はないとのことでしょうか。

【回答】お見込みのとおりです。

- ・「ソフトウェアの無償譲渡について」

契約満了後の使用权は市と納入業者との間で協議する旨の三者での
覚書の締結は可能ですか。

〈覚書概要〉

「賃貸借満了後、受注者は使用許諾権関係から離脱し、以後納品会社から
阿賀野市様へ無償にて直接許諾される」旨の覚書。

〈理由〉

ソフトウェアについては、リース会社では納品会社様から
非独占的使用権を取得し新潟県様に使用权を再設定しているだけであり、
リース会社処分権（売却権）を有しておりません。
弊社から直接阿賀野市様に無償譲渡することはできず、
譲渡するには納品会社様の許諾が必要となります。

【回答】可能です。

- ・「賃貸借契約書について」

本件の賃貸借契約書案をお示しいただきたい。
契約書案をお示しいただける場合、

契約書内容について再質疑に応じていただけますでしょうか。

上記に質問に関連して、契約書案をお示しいただけない場合、
契約書は受注者仕様のものでよいという認識でよろしいでしょうか。

（なお、弊社仕様の契約書は一般的なファイナンスリース取引を
前提とした内容となっております。）

【回答】 当市の賃貸借契約書案は、落札者決定後双方協議のうえ作成するため、
現時点において契約書案はお示しできません。

※当書により質問を行う場合は、Wordのまま、メールに添付すること